



優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る 等級によらない入札参加制度の対象事業追加について

都は、令和4年11月に「Global Innovation with STARTUPS」を公表し、世界最高にスタートアップフレンドリーな都市・東京を目指し、スタートアップとの協働を加速させています。

このたび「優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る等級によらない入札参加制度」について、一層の促進を図るため、以下のとおり対象事業を追加することとしましたのでお知らせします。

1 改正内容

本制度の対象となる都のスタートアップ関連事業を追加します。
詳細は別紙をご覧ください。

2 追加事業

- ① 現場対話型スタートアップ協働プロジェクト
- ② TIB PITCH
- ③ 東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）アクセラレーションプログラム
- ④ TOKYO ISLANDHOOD with STARTUPS
- ⑤ 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業
- ⑥ 次世代アントレプレナー育成プログラム（TOKYO STARTUP GATEWAY）
- ⑦ 東京シニアビジネスグランプリ

3 適用日

令和6年8月1日以降に公表を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607

1 対象契約

一般競争入札及び指名競争入札により契約を締結する物品買入れ及び委託契約のうち、4に定める営業種目により発注するもの（特定調達契約案件を含む。）。ただし、随意契約のうち、企画提案方式、競争見積方式等、競争入札に準じて等級に制限を設ける場合も本取扱いの対象契約とします。

2 対象事業者

以下の基準をすべて満たす者

- ① 5に定める都のスタートアップ関連事業に採択された者又は J-Startup において認定された者
- ② 発注契約の営業種目において C 以上の等級に格付けされている者
- ③ 発注契約の入札に必要な入札参加資格の審査対象事業年度の決算において流動資産が流動負債を上回る者。ただし、審査対象事業年度の決算において流動資産が流動負債を下回る場合であっても、発注契約の直近の決算において流動資産が流動負債を上回る場合は、基準を満たす者として取り扱う。

3 対象期間

5に定める対象事業に採択又は認定後10年を経過する日が属する入札参加資格の有効期間まで

4 対象の営業種目

物 品	001 文房具事務用品・図書 013 船舶・航空機 015 工作用機械器具 017 通信用機械器具類 019 医療用機械器具 026 警察・消防・防災用品	002 事務機器・情報処理用機器 014 理化学機械器具 016 産業用機械器具類 018 農林水産業・建設用機械器具 020 医薬品・診療材料・介護用品
委 託 等	115 広告代理 125 市場・補償鑑定関係調査業務	116 映像等製作 121 情報処理業務 134 企画立案支援

5 対象の都のスタートアップ関連事業（令和6年度時点）

事業所管局	事業名
スタートアップ・ 国際金融都市戦略室	キングサーモンプロジェクト
	現場対話型スタートアップ協働プロジェクト
	TIB PITCH
産業労働局	UPGRADE with TOKYO ※1
	スタートアップ知的財産支援事業（ハンズオン支援）
	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業
	青山創業促進センターアクセラレーションプログラム
	APT Women
	NEXs TOKYO（連携事業創出プログラム及び海外展開支援プログラム）
	X-HUB TOKYO
	PoC Ground Tokyo
	DX Scrum Team プロジェクト
	DX 社会実装プロジェクト
	GlobalXpander Tokyo（開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業）
	東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）アクセラレーションプログラム
	TOKYO ISLANDHOOD with STARTUPS
	多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業
	次世代アントレプレナー育成プログラム（TOKYO STARTUP GATEWAY） ※2
東京シニアビジネスグランプリ ※3	

※1 各回優勝企業が対象になります。

※2 事業法人設立事業資金の交付決定を受けた法人が対象になります。

※3 起業支援資金の交付決定を受けた法人が対象になります。

令和6年7月

優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る
等級によらない入札参加制度の対象者の方へ

本年秋頃から開始される令和7・8年度用の東京都競争入札参加資格の資格申請（定期申請）時に、優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る等級によらない入札参加制度（以下「本制度」という。）の該当状況を申告することで、来年度以降の対象者として登録されます。

※申告が無い場合は本制度の対象者として登録されません。

本制度対象者の方は、令和7・8年度用の定期申請時に、『資格審査申請の手引』をよくご確認のうえ、対象者であることの申告をお願いします。

なお、定期申請の際に本制度の申告をできなかった方や、定期申請受付期間後に本制度の対象となった方は、令和7年4月1日以降に変更申請をすることが可能です。